

令和3年3月19日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件
(うち石油ストーブ(開放式)2件、ガスこんろ(都市ガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1件
(うち空気圧縮機1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 5件
(うち照明器具(投光器、充電式)1件、マットレス1件、
電気オーブン1件、換気扇1件、電気サウナバス1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 加藤、鈴木、豊田

電話: 03(3507)9204(直通)

FAX: 03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日道府県	備考
A202000962	令和3年3月9日	令和3年3月16日	石油ストーブ(開放式)	NRS-S2317E5	株式会社トヨミ	火災	当該製品を点火したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	三重県	
A202000963	令和3年2月9日	令和3年3月16日	ガスこんろ(都市ガス用)	RSK-30JVF1S-H	リンナイ株式会社	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	製造から20年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月5日
A202000964	令和2年10月2日	令和3年3月17日	石油ストーブ(開放式)	SX-E3514WY	株式会社コロナ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因する のか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	令和3年2月26日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月12日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日道府県	備考
A202000966	令和3年2月18日	令和3年3月17日	空気圧縮機	FD-300	東浜工業株式会社	火災	飲食店で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	群馬県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月11日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000965	令和3年2月14日	令和3年3月17日	照明器具(投光器、充電式)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	宮城県	令和3年3月4日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月10日
A202000967	令和3年2月20日	令和3年3月17日	マットレス	重傷1名	圧縮梱包された当該製品を開封したところ、左手指を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202000968	令和3年3月5日	令和3年3月17日	電気オープン	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	秋田県	
A202000969	令和3年1月11日	令和3年3月17日	換気扇	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	島根県	令和3年1月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年3月5日
A202000970	令和2年10月	令和3年3月17日	電気サウナバス	重傷1名	当該製品を使用中、右足に火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年11月4日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

空気圧縮機（管理番号：A202000966）

